

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年五月十八日法律第五十一号）

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 国民投票の実施

第一節 総則（第二条—第十条）

第二節 国民投票広報協議会及び国民投票に関する周知（第十一条—第十九条）

第三節 投票人名簿（第二十条—第三十二条）

第四節 在外投票人名簿（第三十三条—第四十六条）

第五節 投票及び開票（第四十七条—第八十八条）

第六節 国民投票分会及び国民投票会（第八十九条—第九十九条）

第七節 国民投票運動（第一百条—第一百八条）

第八節 罰則（第一百九条—第一百二十五条の二）

第三章 国民投票の効果（第二百二十六条）

第四章 国民投票無効の訴訟等

第一節 国民投票無効の訴訟（第二百二十七条—第三百三十四条）

第二節 再投票及び更正決定（第三百三十五条）

第五章 補則（第三百三十六条—第三百五十条）

第六章 憲法改正の発議のための国会法の一部改正（第三百五十一条）

附則